

京都市教育委員会教育長訓令甲第15号

幼稚園

京都市立幼稚園の教職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条第1項中「8時間」を「7時間45分」に、「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)